

W T O 農 業 交 渉 な ら び に F T A / E P A 交 渉 に 関 す る 要 請

W T O 農 業 交 渉 は 7 月 末 に 枠 組 み 合 意 に 達 し た 。 重 要 品 目 へ の 配 慮 等 が な さ れ る な ど わ が 国 の 主 張 が 一 定 程 度 反 映 さ れ 、 今 後 の 交 渉 を 進 め る 上 で の 基 礎 が で き た 。

し か し 、 各 国 の 主 張 に 配 慮 し た た め 、 わ れ わ れ が 強 く 削 除 を 求 め て き た 関 税 の 上 限 設 定 、 重 要 品 目 の 数 や 関 税 割 当 の 扱 い 等 、 今 後 の 交 渉 に 委 ね ら れ た 課 題 は 多 く 、 依 然 と し て 予 断 を 許 さ ない 状 況 に あ る 。

一 方 、 F T A (自 由 貿 易 協 定) に つ い て は 、 メ キ シ コ と の 間 で 農 産 物 の 関 税 撤 廃 を 含 む 本 格 的 な 協 定 に 調 印 し た が 、 現 在 、 韓 国 を は じ め 東 ア ジ ア 諸 国 と の 間 で F T A を 含 む E P A (経 済 連 携 協 定) 締 結 に 向 け た 政 府 間 交 渉 が 大 詰 め を 迎 え て い る 。

わ れ わ れ 農 業 委 員 会 系 統 組 織 は W T O 農 業 交 渉 な ら び に F T A / E P A 交 渉 に お い て 、 日 本 提 案 の 基 本 で あ る 「 多 様 な 農 業 の 共 存 」 が 可 能 と な る 貿 易 ルール の 確 立 等 が 図 ら れ る よ う 、 引 き 続 き 政 府 ・ 与 党 と 一 体 と な っ て 全 力 で 取 り 組 む も の で あ り 、 下 記 の と お り 要 請 す る 。

記

1. W T O 農 業 交 渉 に お け る 日 本 提 案 の 実 現

(1) 非 貿 易 的 関 心 事 項 の 枠 組 み へ の 反 映

ド ー ハ 閣 僚 宣 言 に も 明 記 さ れ て い る 、 国 土 保 全 や 国 民 生 活 の 安 全 を 支 え る 農 業 の 有 す る 多 面 的 機 能 (非 貿 易 的 関 心 事 項) を 交 渉 の 枠 組 み に 適 切 か つ 具 体 的 に 反 映 す る こ と 。

(2) 十 分 な 重 要 品 目 数 の 確 保 と 上 限 関 税 設 定 の 阻 止 等

先 の 枠 組 み 合 意 で は 、 重 要 品 目 や そ の 数 は 今 後 の 交 渉 に お い て 関 税 割 当 約 束 を 考 慮 し つ つ 指 定 す る こ と と な っ て い る が 、 わ が 国 の 重 要 品 目 に 大 打 撃 を 与 え る こ と の な い よ う 十 分 な 数 を 確 保 す る と と も に 、 関 税 割 当 約 束 に つ い て も 国 内 生 産 へ の 影 響 を 最 小 限 に 抑 え る も の と す る こ と 。

また、関税の上限設定を絶対に阻止するとともに、「階層方式」による関税削減やAMS（国内農業保護に関する支出総額）の削減にあたっては、非貿易的関心事項に配慮した削減を確保すること。

（3）関係国との連携強化等

これまでの交渉経緯を十分踏まえた上で、わが国の提案が実現するよう、わが国と協調しているグループ（G10）を中心に、アジア諸国をはじめとする多くの国々との連携をこれまでも増して強化すること。また、交渉の重要なカギを握る途上国の理解を得るよう働きかけを継続・強化すること。

2. FTA/EPA交渉における農林水産物への配慮

（1）各分野間のバランスの確保と国内農業への配慮

FTA/EPA交渉については、農業分野だけが犠牲を強いられることのないよう各分野間のバランスに配慮するとともに、各農林水産物の生産事情等を十分に検討し、国内の農林水産業の健全な発展に影響が生じないように対応すること。

あわせて、他の先進国と比べ食料自給率が極端に低い現状など食料安全保障に関する国民の懸念に十分配慮すること。

（2）重要品目の除外措置

今後の東アジア諸国とのFTA/EPA交渉にあたっては、生産作物が類似し交渉の難航が予想されるが、相手国農業との共存が図られるよう、重要品目については関税撤廃の除外扱いとすること。

（3）万全な国内対策の措置

FTA/EPAの実施にあたっては、関税撤廃品目など協定に明記された農産物への影響を見極め、国内対策に万全を期すこと。